



長野県報

3月15日(月)
令和3年
(2021年)
第187号

目 次

規 則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	1
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	2
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3

告 示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	4
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（内水面漁場管理委員会）	5
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除（内水面漁場管理委員会）	5

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（情報公開・法務課）	5
随意契約の相手方の決定（感染症対策課）	5
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	6

規 則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月15日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「広報に関する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関すること。
- (4) 文書管理に関すること。
- (5) 警察に対する相談に関すること。

第4条の2第2項を削る。

第5条第1項第7号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第5条の2第3項中「通訳に」を「通訳及び翻訳に」に、「国際捜査室」を「組織犯罪対策課」に改める。

第10条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第16条の2第1項第5号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第6号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同項第8号を同項第13号とし、同項第7号の次に次の5号を加える。

- (8) 特殊詐欺に関する犯罪組織の実態解明に関すること。
- (9) 国際犯罪の捜査に関すること。
- (10) 外国人の組織的な犯罪の対策に関すること。
- (11) 国際捜査共助に関すること。

第16条の2第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第22条第2項中「前項各号」を「前項第1号から第6号まで及び第8号」に、「第3号、第4号及び第7号の事務にあつては北信運転免許センター及び東信運転免許センター」を「及び第3号の事務にあつては北信運転免許センター及び東信運転免許センターの所掌に属するものを、同項第4号の事務にあつては北信運転免許センター、東信運転免許センター及び高齢運転者対策室」に改め、同条第3項中「運転適性相談」を「安全運転相談」に、「付置」を「、同項第4号の事務（高齢運転者の運転適性に関する事務に限る。）及び同項第7号の事務（北信運転免許センター及び東信運転免許センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどらせるため高齢運転者対策室を付置」に改め、同条第4項中「運転適性相談」を「安全運転相談」に改める。

第30条第2項中「置く」を「、長野県飯山警察署、長野県阿南警察署及び長野県木曽警察署に地域課及び交通課に代えて地域・交通課を置く」に改め、同条第15項を第16項とし、第9項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 地域・交通課は、前項各号に掲げる事務及び第11項に規定する事務をつかさどる。

別表第1の警務部の項中「報道係」を「報道係 情報公開・文書管理係 相談係」に改め、同表の刑事部の項中「薬物・銃器対策係」を「薬物・銃器対策係 特殊詐欺実態解明係 国際捜査係」に改め、同表の交通部の項中「企画指導係 高齢運転者対策係」を「企画指導係」に、「行政処分係 講習係」を「行政処分係」に改める。

別表第2の5の長野市篠ノ井駅前交番の項中「篠ノ井布施五明 篠ノ井御弊川 篠ノ井布施高田」を「篠ノ井御弊川の一部 篠ノ井布施高田の一部」に、「篠ノ井二ツ柳 みこと川 篠ノ井石川」を「篠ノ井二ツ柳の一部 みこと川」に、「東犀南 松代町岩野の一部」を「東犀南」に改め、同5の長野市共和警察官駐在所の項から長野市塩崎警察官駐在所の項までを次のように改める。

長野市篠ノ井西交番	長野市篠ノ井布施五明	長野市 篠ノ井布施五明 篠ノ井御弊川の一部 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施 篠ノ井塩崎
-----------	------------	---

別表第2の5の長野市松代交番の項中「松代町岩野の一部」を「松代町岩野」に改める。

別表第4の広報相談課の項中

音楽隊長	警視	隊務の掌理及び部下職員の指揮監督
------	----	------------------

を

広報官	警視	広報に関する企画及び調整並びに部下職員の指揮監督
音楽隊長	警視	隊務の掌理及び部下職員の指揮監督

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月15日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 76 121 407 281 140 1,025 286 1,311 」 を

「 75 122 412 277 146 1,032 286 1,318 」 に、

「 43 130 586 756 779 2,294 159 2,453
150 150 150 150 」 を

「 44 129 581 760 783 2,297 159 2,456
140 140 140 140 」 に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

警務課

に改め、同表の総合相談・情報公開室の項を削り、同表の組織犯罪対策課の項中

薬物銃器対策官	警視	薬物対策及び銃器対策に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督
---------	----	-------------------------------------

を

薬物銃器対策官	警視	薬物対策及び銃器対策に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督
特殊詐欺実態解明指導官	警視	特殊詐欺に関する犯罪組織の実態解明に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督

に改め、同表の国際捜査室の項を削り、同表の北信運転免許センター 東信運転免許センター 中南信運転免許センターの項の次に次のように加える。

高齢運転者対策室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
----------	----	----	------------------

附 則

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

警務課

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月15日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のウ中「指導官」を

「指導官
広報官」に、

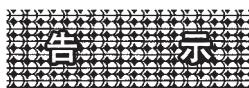
「交通管制官」を

「特殊詐欺実態解明指導官
交通管制官」に改める。

附 則

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

人事委員会事務局



長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月15日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 151号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町新野3723番の258地先から下伊那郡阿南町新野3723番の2地先まで	旧	7.7~17.2	0.1106
同上	新	10.2~40.8	0.1106

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月15日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野豊野線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字徳間字本堂原1069番の6地先から長野市大字西三才2336番の2地先まで	旧	6.9~11.5	0.6190
同上	新	14.5~30.9	0.6190

- 2(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 杉野沢黒姫停車場線

- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡信濃町大字野尻字上山桑2090番の184地先から上水内郡信濃町大字野尻字上山桑2090番の100地先まで	旧	4.9~20.4	0.4608
同上	新	8.5~31.5	0.4608

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月15日

長野県北信建設事務所長 丸山進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七曲西原線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡木島平村大字住郷字梨ノ木2222番の2地先から下高井郡木島平村大字住郷字西原1583番の1地先まで	旧	4.7~6.9	0.3592
同上	新	9.3~9.3	0.3592